

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和８年９月１日（火）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（９名）

（委員長）津 田 幸 一 （副委員長）田 村 謙 介
新 井 章 太 今 城 雅 子 門 脇 由 中 田 利 幸
西 野 太 一 又 野 史 朗 渡 邊 洋 介

欠席委員（０名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】石田部長

〔農林課〕宅和課長兼水産振興室長 深吉土地改良担当課長補佐
門脇土地改良担当係長

〔水産振興室〕生田係長

【都市整備部】山中部長

〔道路整備課〕北村次長兼課長 足立課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍 聴 者

大下議員 加藤議員 小枝議員 徳田議員 錦織議員 前島議員 松田議員
三木議員 森田議員 矢倉議員 矢田貝議員 吉岡議員 鷺尾議員
報道関係者０人 一般０人

審査事件及び結果

議案第８９号 工事請負契約の締結について [原案可決]
議案第９０号 工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

〜〜

午前１０時１０分 開会

○津田委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案２件について審査いたします。
都市整備部所管について審査をいたします。

議案第８９号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 それでは通知させていただきます。

議案第 89 号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

本件は、令和 8 年 8 月 4 日に入札を行いました市道車尾日野橋熊党線日野橋橋りょう補修工事その 3 に関わる工事請負契約の締結についてでございます。

このたび、入札の結果、契約の相手方及び契約金額が決定いたしました。

契約金額及び契約の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

資料を送ります。下の図を御覧ください。

施工区間につきましては、日野橋の全 6 径間のうち、中央に位置する 2 径間を対象としております。

主な施工内容といたしましては、上部のトラス部において PCB を含有する塗装を除去し、塗装の塗り替え及び修繕を行うものでございます。なお、施工につきましては、終日通行止めとした上で実施する予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○津田委員長 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

今城委員。

○今城委員 工事概要のところで、ほぼ塗装の塗り替えだというふうに説明いただいたんですけど、前後の工事、工区のところでは、土台というか道路とか、橋そのもののところが傷みがすごくてというところがあったんですけど、今回の真ん中のこの 3 工区ですかね、その 3 の工区のところでは、どんなような状況なんでしょうか。ただの塗装のあれではなくて、一応橋梁補修工というところも書いてはあるので、どういう状況なのかということをお教えください。

○津田委員長 足立道路整備課長補佐。

○足立道路整備課長補佐兼交通安全施設担当課長補佐 もう少し詳しく御説明しますと、上部のトラス部というのは鉄骨でできております。そこが腐食したり穴が開いていたりする状況が確認できています。そこに鉄板の当て板であるとか、防食的な処置をさせていただくのが上部の工事になります。で、先ほど言われました脚のほうですけども、橋脚、コンクリート部分ですけども、クラックであるとか、コンクリートのはがれというのが確認できておりますので、そちらのほうも併せて必要最低限の補修工事をさせていただきます。以上です。

○津田委員長 よろしいですか。そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第 89 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長 異議なしと認めます。よって本件は全会一致で原案のとおり可決すべきも

のと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 16 分 再開

○津田委員長 都市経済委員会を再開いたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第 90 号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宅和農林課長兼水産振興室長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 議案第 90 号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての議決の一部変更について御説明いたします。議案の 6 ページを御覧ください。

本件は、美保テクノス株式会社を契約の相手方とする皆生漁港西防波堤保全工事につきまして、工事請負契約の一部を変更するものでございます。資料の位置図を通知いたしましたので、御確認いただきたいと思います。

本工事は令和 6 年度に契約を締結いたしました。海象条件の悪化などによりまして令和 7 年度へ明許繰り越しをしたものでございます。また、令和 7 年度には消波ブロックの撤去方法など変更する必要が生じたことから、令和 7 年 10 月 1 日、議会の議決を得て契約を変更いたしました。その後の台風の影響による波浪によりまして、やむを得ず令和 8 年度へ事故繰り越しをしたものでございます。そして、令和 8 年度事故繰り越し後の工事再開に当たりましては、冬季波浪によります漁港内への波の侵入を抑制するために、仮据え付けをしておりました本体ブロックの本据え付け及び同ブロックの補修・清掃に費用を要するため、今回契約額を変更することとなり、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

変更後の契約金額は議案書のとおりでございます。

工期につきましては、令和 8 年 11 月 30 日まででございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○津田委員長 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

中田委員。

○中田委員 概要としては分かったんですけど、この位置図だけではさっき言われた変更するに当たっての中身があまりイメージできないんですけど。もう少し詳しく教えていただけませんか。

○津田委員長 宅和農林課長兼水産振興室長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 すみません。図面がなくて分かりづらいかと思いますが、防波堤の下側にコンクリートのブロックをまず積むことになっております。これを去年の事故繰り越し前には、そこを取ったままにしておく。波が漁港内に入ってきて、ほかの被害を受ける可能性がある。仮据え付けとして波を防止するために乗せておったわけなんです。それを今回海の状況がよくなりまして春になりましてから、それを一旦取りまして、カキとかそういう付着物質とか要らないものとかをきれいに掃除をして、また所定

の位置にきちんと所定の精度で据え付けるといふ作業が必要になりまして、その作業に工事費の増額に関わるような増工が出てきたということでございます。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 そうすると、もう工期が延びた段階で、ある程度想定ができた話と受け止めてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○津田委員長 宅和農林課長兼水産振興室長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 おっしゃるとおりで、工期が延びた段階で、またそのまのブロックがそのまま使えるという想定ではありませんで、やはり清掃とか傷んだところは補修が必要だというのは想定しておったところでございます。

○津田委員長 中田委員。

○中田委員 これ以上はあまり追及はしませんが、前回の工期が収まらなかった段階で、いつ頃に工期としてめどが立つか、それからシーズンがどういうシーズンなのかということであれば、ある程度そういう状況が今後発生するということは想定できたと思うので、できれば工期が延びた段階で、今後の目安としてこういうことが予想されることとか、あるいは今回もですけど、もう少し先ほど口頭で言われた資料については、もう少し詳しく事前に、提供していただくよう要望しておきます。以上です。

○津田委員長 2回目ですけど、そのほかございませんか。

今城委員。

○今城委員 関連してなんですけど、この位置図だけでは判断できません。せめても断面図とかそれから施工の前後がどういうふうになるかとかということぐらいはあってしかるべきなので、我々素人だと思ってらっしゃるかもしれませんが、そういうところがきちんと出て初めてボリュームだとかこういうことはどうなんですかという具体的なことが聞けるわけなのに、この位置図でここですと言われてただで判断しろと言われるほうが非常に、事業そのものもまた議員たちの審議に対してもどう思っただけでいいんじゃないかという気持ちになります。そういう意味では、農林課さんだけ経済部さんだからということだけじゃなくて、施工に関しての設計等々していられっしゃる方がいるのなら、そういう人たちも来るべきですし、それをこちらがしていられっしゃるんだとしたら、ここで答えられるだけのことをきちんと提示しなければならないし、そういうところをきちんと丁寧にやってもらふということが、今新しい議員さんたちもいられっしゃるわけですから、そういうところが分かっているよねみたいなような風情というのはやめてもらいたいと思いますので、これちょっと厳しく申し上げておきたいと思います。以上です。

○津田委員長 よろしいですか。

宅和農林課長兼水産振興室長。

○宅和農林課長兼水産振興室長 追加資料のほうを後で出させていただこうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「議決しないといけないので、先議でね。」と今城委員）

（「すぐ出せるんだとしたら、休憩してもらいます。」と今城委員）

（「先議しないといけないのにできないでしょ、これじゃ。」と今城委員）

（「コピーを配らしていただいて、よろしいでしょうか。」と宅和農林課長兼水産振興室長）

（「準備ができますので。」と宅和農林課長兼水産振興室長）

○津田委員長 それでは都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午前１０時２５分 休憩

午前１０時３７分 再開

○津田委員長 都市経済委員会を再開いたします。

先ほどの議案第９０号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての議決の一部変更についての詳細資料について、委員より当局に対して資料の提示を求めましたので、資料の説明をしていただきたいと思います。

門脇農林課土地改良担当係長。

○門脇農林課土地改良担当係長 今お配りした資料について説明させていただきます。

お配りした資料の見方としましては、今回工事を行った防波堤の断面図となっております、赤色で示しているところが、いわゆる防波堤と呼ばれるようなものでして、主に上から３段構成です。一番上に上部コンクリートと呼ばれる巨大なコンクリートの塊、その下に本体ブロックと呼ばれるものが上段、下段と２段構成になっているものです。今回これを新しくする工事として、下にある本体ブロックと呼ばれる２段構成のもの、こちらを先ほど御説明したとおり、冬の間に仮に設置をして冬季の波浪を一時的に防いでいたというところですが、工事の再開に当たってはこれらが冬季の波浪を受けまして、一部また損傷したり、海洋生物の付着、それから適切な設置のためには高さだとか、その設置位置というのが重要ですので、その辺りが波浪でまた乱れたというところなんです。そのため、これらをまず調査、冬季波浪が落ち着いてから調査を行って現状把握した上で、どれだけの作業量が見込まれるかというところを確認した上で作業を再開しました。当然、上のブロックとかを取った後に、まだ下の基礎部分だとか捨て石と呼ばれるような基礎部分があるんですけれども、そういったところも作業が進まないという状況が分からないというところがありますので、それらが全て完了した段階でどれだけの作業量が見込まれるかということを確認して、そうするとどれだけお金が増えるのかということが確定しましたので、それらを踏まえて増額というところで今回議案として上程したというところになります。以上です。

○津田委員長 当局の説明が終わりました。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

今城委員。

○今城委員 図面から見ますと、水深部分で掘り方は２メートル以上は現地レベルから下ろすかなと思うんですけど、これからすると、これからの季節とかという感じになると、波が高くなったりとか、相当厳しい状況にもなるなと思ったりするところなんですけど、この２メートル掘るという感じのことににおいて安全性とかということについては心配ないというふうに思っていますが、心配あるような設計そのものはいせんけんね。なのでそれは大丈夫と思っていますけど、そこら辺の業者さんとのやり取りみたいな感じも含めて安全性とかについては、確認はいかがでしょうか。

○津田委員長 門脇農林課土地改良担当係長。

○門脇農林課土地改良担当係長 ただいまの質問に対しましては、当然安全性を確保した上でということですが、再開後についてはその２メートルの掘り下げというところではなくて、基本的に表面的なところでの洗掘だったりしましたので、そういった深さまで大きく掘るということはありませんでした。

(「分かりました。」と今城委員)

○津田委員長 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○津田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第90号、工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○津田委員長 異議なしと認めます。よって本件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で都市経済委員会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 津 田 幸 一